

公益社団法人あきる野市シルバー人材センターの役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人あきる野市シルバー人材センター（以下「本法人」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所として週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 本法人の役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

(公表)

第4条 本法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるもとする。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

